

## (6) 広島商船高等専門学校専攻科における 授業科目の履修等に関する規則

### (趣旨)

**第1条** この規則は広島商船高等専門学校（以下「本校」という。）学則第41条第2項及び第48条の規定に基づき、本校専攻科（以下「専攻科」という。）の授業科目の履修方法及び成績の評価並びに教育課程修了の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (単位の計算方法)

**第2条** 専攻科で開設する授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容を持って構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- 一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- 二 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。
- 三 実験及び実習については、45時間の授業をもって1単位とする。

### (履修方法)

**第3条** 専攻科の学生は、各学期の指定する期日までに受講科目履修届（第1号様式）を専攻科長に提出しなければならない。

- 2 専攻科の学生は、1年次の所定の期日までに専攻科特別研究テーマ概要申請書（第2号様式）を専攻科長に提出しなければならない。

### (指導教員)

**第4条** 専攻科の学生は、各専攻の指導教員から、授業科目の履修及び特別研究の指導を受けるものとする。

### (試験)

**第5条** 専攻科の試験は、定期試験及び追試験とする。

**第6条** 定期試験は、各学期末に実施する。

- 2 定期試験は、出席すべき日数の15分の1以上出席しなければ受験することができない。
- 3 定期試験の方法及び日時は、授業科目担当教員が定める。

### (追試験願)

**第7条** 次の各号の一により定期試験を受けることができなかった者は、追試験を受けることができる。

- 一 傷病（医師の診断書を要する。）
  - 二 忌引（2親等以内）
  - 三 その他やむを得ない事由があると校長が認めた場合
- 2 前項に該当する学生は、前項各号の事由が止んだのち、速やかに追試験受験願（第3号様式）を提出しなければならない。
  - 3 前項の願には、同様式所定の証明書を添付しなければならない。
  - 4 専攻科長は、受験できなかった事由が、第1項第3号のやむを得ない事由に

該当するか否かを専攻科委員会に諮り決定する。

**(追試験の実施)**

**第8条** 科目担当は、追試験の日取りを決定し、学生に通知しなければならない。

2 科目担当は、前条第1項各号の事由が止んだのち、所定の期日までに追試験を行わなければならない。

**(成績評価)**

**第9条** 成績評価は、前2条に規定する試験の成績及び平素の学習状況を総合して行うものとする。

2 成績は、優、良、可及び不可の4種の評価をもって判定し、優、良及び可を合格とする。

3 前項に規定する判定は、100点法による評価点を基に行うものとし、その判定基準は、次表に掲げるとおりとする。

評 価	100点法による評価点
優	100～80
良	79～70
可	69～60
不可	59～0

4 第6条第2項に定める出席すべき日数を満たさない場合は、未履修として取り扱うものとする。

**(異議申立て)**

**第9条の2** 成績評価及び出欠について、異議申立ての理由を記載した「成績評価・出席等についての異議申立書」を学生課に提出することにより、異議を申立てることができる。

2 異議申立ての期間は、原則当該学期内とする。

3 第1項の申立てがあった場合は、専攻科委員会で協議の上、学生への回答を行うものとする。

**(単位認定)**

**第10条** 前条の規定に基づき、合格した者には所定の単位を認定する。

**(再履修)**

**第11条** 単位を認定されなかった授業科目は、次年度において再履修することができる。

**(上位学年又は他専攻で修得した単位の履修)**

**第12条** 教育上必要であると専攻科長が認めた場合は、上位学年又は他の専攻の専門選択科目を履修し、単位を修得することができる。

2 前項の規定に基づき他の専攻の専門選択科目を修得した単位は、8単位を限度として、当該専攻における単位として認定することができる。

**(社会人特別選抜により入学した学生の履修)**

**第13条** 社会人特別選抜により入学した学生は、勤務の都合等により授業時間

割にかかわらず、科目担当教員に事前相談の上、履修を行うことができる。

**(他大学等で修得した単位の認定)**

**第14条** 教育上支障がない場合は、大学及び他の教育施設で開設されている授業科目を履修し、単位を修得することができる。その場合、大学等における学修許可願（第4号様式）をあらかじめ提出し、校長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定に基づき修得した単位は、大学等における学修単位認定申請書（第5号様式）を提出の上、専攻科委員会の議を経て、16単位を限度に当該専攻における単位として認定することができる。

**(教育課程修了に必要な単位数)**

**第15条** 学則第46条で定める単位数の修得に当たっては、特例適用で学位が授与される場合に限り、大学改革支援・学位授与機構の定める単位数を修得しなければならない。

**(教育課程修了の認定)**

**第16条** 教育課程修了の認定は、所定の試験に合格し、本校学則及び本規則に定める単位を修得した者について、専攻科委員会及び教員会議において審議の上、校長が行う。

**(雑則)**

**第17条** この規則に定めるもののほか、専攻科における授業科目の履修等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

2 令和4年3月31日以前の入学者は、この規則による改正後の広島商船高等専門学校専攻科における授業科目の履修等に関する規則第6条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。